

(証券コード 2112)
平成21年6月11日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋堀留町二丁目9番6号
塩水港精糖株式会社
取締役社長 浅倉三男

第76回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のことと拝察申しあげます。

さて、当社第76回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することが出来ますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区東日本橋三丁目6番20号
東織厚生年金会館^{とうおり}2階

3. 会議の目的事項

- 報告事項
1. 第76期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告及び計算書類内容報告の件
 2. 第76期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）連結計算書類内容報告並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役3名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(平成20年4月1日から)
(平成21年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、米国のサブプライムローン問題に端を発した世界的な金融危機の影響やそれに伴う急激な円高進行等を背景に、下期から生産は急激に落ち込み、企業収益や設備投資は急減しました。また雇用環境の悪化もあり、個人消費は冷え込み、経済情勢は深刻な状況となりました。

当連結会計年度の海外原糖市況は、期初13.30セント（ポンド当たりニューヨーク粗糖現物相場。以下同じ。）で始まりましたが、主要生産国ブラジル、タイ等の増産予想から5月22日には当期最安値の11.54セントまで下落しました。しかし、インドの減産予想や原油価格の高騰により8月1日には当期最高値の16.13セントをつけました。

その後は、リーマンショック以降の世界不況から原油価格が軟調に転じ、ブラジルにおけるエタノール生産比率が低下する可能性が出てきたことから、13.52セントで当連結会計年度を終了しました。かかる状況の下で、当社の原糖部門は慎重な原糖買付けと為替予約を行いました。

国内精糖市況につきましては、東京市場現物相場（上白糖大袋1kg当たり）は期初154～155円で始まりましたが、原油価格高騰等により4月26日に160～161円に上昇しました。その後、原料費等の上昇により11月6日に166～167円に上昇した後、3月13日には163～164円へ値を下げ当連結会計年度を終了しました。

事業の種類別セグメントの業績は以下のとおりです。

①食品事業

砂糖営業部門

上期は天候に恵まれ業務用製品が比較的堅調に推移し、販売数量は前期比104.4%となりましたが、下期は実体経済の悪化により砂糖消費が落ち込み、販売数量は前期比94.5%となりました。

以上により、精糖売上高は24,076百万円（前期比1,190百万円増）となりました。

砂糖製造部門

横浜市及び大阪府泉佐野市の両工場における精糖共同生産はそれぞれ順調に推移しましたが、生産量は前期と比べやや下回りました。

オリゴ糖部門

市販用製品

市販用製品につきましては「オリゴのおかげ」ブランドのより一層の浸透を図るため、「私の恋人、オリゴのおかげ」「オリゴ糖足りてますか？」をキーワードに、テレビCM放映と店頭販促の両面作戦を展開し、新たな顧客作りと新規市場開拓を図りました。薬局・ドラッグストアにおいては「オリゴのおかげダブルサポート」製品の「カルシウムの吸収促進」効果を訴求し店頭販促を強化しました。

この結果、売上高は上期においては前期並みに推移しましたが、下期に至って消費低迷の影響を受け、通期では前期比 84%となりました。

業務用製品

業務用製品につきましては、商品開発の提案及びサポート、新規ユーザーの開拓と既存ユーザーのフォローに努めましたが、売上高は前期比 86%となりました。

以上により、同部門全体での売上高は 792 百万円（前期比 144 百万円減）となりました。

サイクロデキストリン（CD）部門

当部門は、上期の販売は順調に推移したものの、下期に入ってから年末需要が伸びず低調な動きに終始しました。飲料用途向けは前年の好調を維持したものの、練り製品向けのCDが伸び悩んだため、CD一次品（素材としてのCDそのもの）の売上高は前期を下回りました。CD二次品（CDで加工した製品）は前期並みで推移しました。以上により、同部門全体での売上高は 827 百万円（前期比 29 百万円減）となりました。

また、メタボリックシンドローム対応商材として、血糖値上昇抑制と体脂肪蓄積抑制作用を有するスリランカ原産植物の「コタラヒムブツ」を原料とする加工製品「コタラヒムエキス末（素材品）」及び「コタラヒム（市販品）」の拡販に努めました。

研究開発部門

当部門は、既存バイオ製品（オリゴ糖、CD等）の生産コスト低減と新たな機能性開発に努めました。整腸と免疫調整機能を有する α -結合ガラクトオリゴ糖は飼料分野の用途開発を継続し、肝機能改善効果を有する栄養ドリンク素材グルクロン酸については低コスト製造法の開発に努め、それぞれ一定の成果をあげました。また、コタラヒムに関しては抗肥満効果に関する研究開発に取り組みました。新たに糖質を用いて分子レベルで有用な化合物を包み込む技術（分子カプセル化技術）を開発し、その技術を応用した新素材・商品の開発にも取り組みました。

以上の結果、食品事業の売上高は 25,696 百万円（前期比 1,015 百万円増）、営業利益は 1,124 百万円（前期比 95 百万円増）となりました。

②その他事業

不動産賃貸部門

関西製糖株式会社への大阪工場設備賃貸等により、売上高は 875 百万円（前期比 77 百万円増）、営業利益は 164 百万円（前期比 2 百万円減）となりました。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの連結業績につきましては、売上高は 26,572 百万円（前期比 1,092 百万円増）、経常利益は 881 百万円（前期比 48 百万円増）、当期純利益は 633 百万円（前期比 69 百万円減）となりました。

(2) 対処すべき課題

平成 21 会計年度のがわが国経済は、世界同時不況の下、企業収益減少や国内雇用の悪化等の要因により、設備投資の減退及び個人消費の回復が立ち遅れることが予測されます。また原糖及び為替相場の変動、金利動向等の不安定要素が懸念されることから、当社及び当社グループを取り巻く経営環境は依然として厳しい状況が続くものと思われまます。

海外原糖市況は、今後の為替相場動向や主要生産国ブラジルにおけるさとうきびのエタノール向け生産比率の変更等により大きく変動する可能性も考えられることから、予断を許さない相場展開が続くものと思われまます。

国内精糖市況は、世界的な金融不安の影響により個人消費が伸び悩む中、企業間の砂糖販売競争は激化し、厳しい状況が続くものと思われまます。かかる状況下で、当社は総発売元である株式会社パールエースと一体となって顧客満足を第一義とする営業に努め、取引先との信頼強化を図ってまいります。また、東西の精糖共同生産体制を着実に推進し、高品質で安全な製品を安定的に供給するとともに、生産、販売両部門の連携を一層深め、環境変化に対応しうる効率的体制の構築を推し進めることにより、コスト競争力を高め、経営基盤のさらなる強化に努めてまいります。

オリゴ糖部門は、市販用製品につきましては、より一層の顧客のリピーター化を図るとともに新規顧客の開拓を目指して、「オリゴのおかげ」の効能効果の告知を強化します。流通対策として店頭販促を強化し、レジクーポンシステムによるリピーター化の促進、記念日フェア等に取り組みます。併行して「オリゴのおかげ」ファンクラブ等を基盤として、クチコミ活動の促進を行います。薬局・ドラッグストアにつきましては集中的な販促企画を提案し、特約店等との関係強化を図ります。業務用製品につきましては、新規ユーザーの開拓、既存ユーザーのフォローに取り組み、介護向けオリゴ糖の拡販に努めてまいります。

サイクロデキストリン（CD）部門におきましては、新素材商品を中心に積極的に販売に努めてまいります。また、メタボリックシンドローム対応商品として、血糖値上昇抑制機能及び体脂肪蓄積抑制機能を有する「コタラヒム」の拡販と新商品開発に積極的に取り組んでまいります。

研究開発部門におきましては、既存バイオ製品（オリゴ糖、CD等）の生産コストの低減と新たな機能性開発、付加価値の高い新製品の早期開発並びに新技術・新素材の早期実用化に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

(3) 設備投資等及び資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資は、ニューE S Rビル（所在地：東京都中央区日本橋堀留町二丁目9番6号）建設等849百万円であります。これらの投資のうち、当連結会計年度の支払資金は、自己資金の充当及び借入金により調達いたしました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はございません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はございません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はございません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はございません。

(8) 財産及び損益の状況の推移

区 分	平成17年度 第73期	平成18年度 第74期	平成19年度 第75期	平成20年度 (当連結会計年度) 第76期
売上高(百万円)	25,244	26,981	25,480	26,572
経常利益(百万円)	334	386	833	881
当期純利益(百万円)	498	1,296	702	633
1株当たり 当期純利益 (円)	18.17	48.26	26.16	23.59
総資産(百万円)	41,667	33,922	28,563	27,486

- (注) 1. 当連結会計年度の状況につきましては、「1. 企業集団の現況に関する事項 (1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。
2. 「1株当たり当期純利益」は期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社パールエース	450 百万円	100.0 %	砂糖類の売買等
株式会社イーエス	30	100.0	砂糖二次品の受託加工及び販売

(注) 株式会社パールエース及び株式会社イーエスは連結子会社であります。

当社の連結子会社は2社、持分法適用関連会社は3社であります。

当連結会計年度の売上高は26,572百万円（前期比1,092百万円増）、当期純利益は633百万円（前期比69百万円減）であります。

② その他

三菱商事株式会社は当社の議決権の31.59%を保有しており、当社は同社の持分法適用の関連会社であります。

(10) 主要な事業内容

事業区分	主要製品
食品事業	砂糖、乳果オリゴ糖、サイクロデキストリン
その他事業	工場賃貸

(11) 主要な事業所

① 当社

本社 東京都中央区日本橋堀留町二丁目9番6号

糖質研究所 神奈川県横浜市金沢区福浦一丁目1番1号

横浜金沢ハイテクセンター・テクノコア5階

関西営業所 大阪府大阪市淀川区宮原三丁目5番36号

新大阪トラストタワー2階

大阪工場 大阪府泉佐野市住吉町25番地

(平成14年3月より関西製糖株式会社に賃貸しております。)

② 子会社

株式会社パールエース

(東京都中央区)

株式会社イーエス

(東京都中央区)

(12) 使用人の状況

使用人数	前期末比増減
93名	増7名

(13) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社みずほコーポレート銀行	3,950
三菱UFJ信託銀行株式会社	3,386
シンジケートローン	6,755

百万円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
(2) 発行済株式の総数 35,000,000株 (自己株式5,011,339株を含む。)
(3) 当期末株主数 3,888名
(4) 大株主

株主名	持株数
三菱商事株式会社	8,400
株式会社パールエース	2,878
株式会社みずほコーポレート銀行	1,495
三菱UFJ信託銀行株式会社	603
株式会社榎本武平商店	550
大東通商株式会社	500
南西糖業株式会社	500
株式会社みずほ銀行	451
村上真之助	390
東京海上日動火災保険株式会社	340
株式会社損害保険ジャパン	340

(注) 当社は自己株式 5,011,339 株を保有しておりますが、上記の大株主からは除いております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はございません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はございません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成21年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び他の法人等の代表状況等
取締役会長	久 野 修 慈	株式会社パールエース代表取締役社長
取締役社長 (代表取締役)	浅 倉 三 男	
専務取締役	多 田 啓 一	財務管掌 兼 総務人事部・経理部・オリゴ事業部担当 株式会社パールエース取締役
専務取締役	白 石 健 二	生産・技術部・糖質研究所・バイオ商品部担当 兼 環境 品質保証責任者 兼 内部監査室長
常務取締役	藤 縄 賢 一	営業・業界担当 株式会社パールエース代表取締役副社長
取 締 役	安 戸 久仁彦	関係会社管理担当 兼 経理部長 株式会社パールエース監査役
取 締 役	黒 田 一 晴	財務担当 兼 総務人事部長 株式会社パールエース取締役
取 締 役	山 下 裕 司	太平洋製糖株式会社代表取締役社長
取 締 役	宮 島 壯 太	宮島事務所代表、株式会社京橋センター代表取締役
取 締 役	宮 下 修	三菱商事株式会社農水産本部糖質ユニットマネージャー
取 締 役	神 崎 俊	株式会社パールエース専務取締役
取 締 役	垣 内 威 彦	三菱商事株式会社生活産業グループ農水産本部長
取 締 役	佐 藤 裕	三菱商事株式会社農水産本部糖質ユニット原糖チームリーダー
常勤監査役	毛 利 保 弘	
常勤監査役	林 文 孝	
監 査 役	水 上 寛 治	弁護士
監 査 役	神 宮 壽 雄	弁護士

- (注) 1. 取締役宮島壯太氏、取締役宮下修氏、取締役垣内威彦氏及び取締役佐藤裕氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役毛利保弘氏、監査役水上寛治氏及び監査役神宮壽雄氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役毛利保弘氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 監査役水上寛治氏及び監査役神宮壽雄氏は、弁護士として企業法務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 当事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び他の法人等の代表状況等
長野 寛	平成20年6月27日	辞任	当社代表取締役副社長
黒田 一正	平成20年6月27日	任期満了	当社取締役
清水 一雄	平成20年6月27日	任期満了	当社取締役
長岡 良弘	平成20年6月27日	任期満了	当社取締役 株式会社パールエース常務取締役
尾滝 亨	平成20年6月27日	辞任	当社取締役 株式会社パールエース常務取締役
西原 治	平成20年6月27日	辞任	当社取締役 株式会社パールエース取締役
須田 洵	平成20年12月31日	辞任	当社社外取締役 財団法人すこやか食生活協会理事長

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	報酬額（総額）		うち社外役員	
	支給人員（名）	支給額（百万円）	支給人員（名）	支給額（百万円）
取締役	17	152	2	14
監査役	4	35	3	19
計	21	187	5	33

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 当事業年度末現在の取締役は13名（うち社外取締役4名）であります。上記員数と相違しておりますのは、無報酬の取締役3名（うち社外取締役3名）が含まれておらず、平成20年6月27日に開催された第75回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役3名（うち社外取締役0名）及び辞任により退任した取締役3名（うち社外取締役0名）並びに平成20年12月31日をもって辞任により退任した取締役1名（うち社外取締役1名）が含まれているためであります。
3. 上記の報酬額には、当事業年度中に費用処理した取締役に対する役員退職慰労引当金並びに監査役に対する役員退職慰労引当金の額を含めております。
4. 上記のほか、使用人兼務取締役に対する使用人分給与として27百万円を支給しております。
5. 上記のほか、平成20年6月27日に開催された第75回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役6名（うち社外取締役0名）に対し、役員退職慰労金として28百万円（うち社外取締役に対し0百万円）を支給しております。

6. 取締役の報酬限度額は、平成5年6月29日開催の第60回定時株主総会において月額20百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とする決議をいただいております。
7. 監査役の報酬限度額は、平成6年6月29日開催の第61回定時株主総会において月額5百万円以内とする決議をいただいております。

(4) 社外役員に関する事項

①他の会社における業務執行等に関する事項

氏名	当社における地位	他の会社における業務執行等に関する事項
宮島 壯太	取締役	宮島事務所代表 株式会社京橋センター代表取締役
宮下 修	取締役	三菱商事株式会社農水産本部糖質ユニットマネージャー
垣内 威彦	取締役	三菱商事株式会社生活産業グループ農水産本部長
佐藤 裕	取締役	三菱商事株式会社農水産本部糖質ユニット原糖チームリーダー

- (注) 1. 宮島事務所及び株式会社京橋センターと当社との間に重要な取引関係はありません。
2. 三菱商事株式会社は当社の主要株主である筆頭株主であり、当社と同社との間では、海外原料糖の仕入に関する取引があります。

②他の会社における社外役員の兼任状況

氏名	当社における地位	他の会社における社外役員の兼任状況
宮下 修	取締役	大日本明治製糖株式会社 社外取締役 関西製糖株式会社 社外取締役 新東日本製糖株式会社 社外取締役 関門製糖株式会社 社外監査役 北海道糖業株式会社 社外監査役
垣内 威彦	取締役	日本ケンタッキー・フライド・チキン株式会社 社外取締役 株式会社ローソン 社外取締役 東洋冷蔵株式会社 社外取締役 日本食品加工株式会社 社外取締役 日清オイリオ株式会社 社外取締役
佐藤 裕	取締役	南栄糖業株式会社 社外取締役
毛利 保弘	監査役	太平洋製糖株式会社 社外監査役 関西製糖株式会社 社外監査役 南西糖業株式会社 社外監査役

- (注) 太平洋製糖株式会社、関西製糖株式会社及び南西糖業株式会社は、当社の持分法適用会社である関連会社であります。

③社外役員の主な活動状況

氏名	当社における地位	主な活動状況
須田 洵	取締役	平成20年12月31日辞任までに開催の取締役会13回のうち10回に出席し、主に農業政策と食品分野における専門的見地から適宜発言を行っております。
宮島 壯太	取締役	当期開催の取締役会17回のうち13回に出席し、主に財務、会計及び企業法務等における専門的見地から適宜発言を行っております。
宮下 修	取締役	当期開催の取締役会17回のうち10回に出席し、食品事業分野及び企業経営における専門的見地から適宜発言を行っております。
垣内 威彦	取締役	当期開催の取締役会17回のうち11回に出席し、食品事業分野及び企業経営における専門的見地から適宜発言を行っております。
佐藤 裕	取締役	当期開催の取締役会17回のうち14回に出席し、食品事業分野及び企業経営における専門的見地から適宜発言を行っております。
毛利 保弘	常勤監査役	当期開催の取締役会17回全てに、また監査役会14回全てに出席しております。 監査役会で定めた監査方針に従って、取締役会その他重要な会議への出席及び主に金融分野及び企業経営における専門的見地から発言・質問を行い、重要な書類の閲覧、各部門や事業所の監査、子会社調査等を実施し、監査役会に報告しました。 常勤監査役として、十分に監査機能を発揮しました。
水上 寛治	監査役	当期開催の取締役会17回のうち13回に、また監査役会14回全てに出席しております。 監査役会で定めた監査方針に従って、取締役会その他重要な会議への出席及び主に弁護士としての専門的見地から発言・質問を行い、重要な書類の閲覧、各部門や事業所の監査、子会社調査等を実施し、監査役会に報告しました。
神宮 壽雄	監査役	当期開催の取締役会17回のうち13回に、また監査役会14回全てに出席しております。 監査役会で定めた監査方針に従って、取締役会その他重要な会議への出席及び主に弁護士としての専門的見地から発言・質問を行い、重要な書類の閲覧、各部門や事業所の監査、子会社調査等を実施し、監査役会に報告しました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28 百万円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29 百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分出来ないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して内部統制構築に関する助言を委託し対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社都合の場合のほか、当社会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査役会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した場合、監査役会規則に則り「会計監査人の解任又は不再任」を株主総会の議案とすることを取締役会へ請求し、取締役会は当該請求につき妥当性ありと判断した場合「当社会計監査人の解任又は不再任」を当該会計期間の株主総会の議案として提出いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制について、決定内容の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社及びグループ会社の役職員が法令及び定款を遵守し、かつ社会的責任を果たし、倫理を尊重する行動がとれるように「塩水港精糖グループ企業倫理行動規準・社員行動規準」を定める。
- (2) 「コンプライアンス委員会」が、コンプライアンスに関する啓蒙教育を実施する等、当社グループ全体のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括する。
- (3) コンプライアンス委員会の事務局である総務人事部内に、通常の指揮命令系統から独立した相談窓口を設け、コンプライアンスに係る問題について、当社及びグループ会社の役職員が電話、電子メール等によって自由に通報や相談が出来る仕組みを作る。
- (4) 内部監査室は、各部門の業務執行が法令・定款に適合しているか内部監査を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については「文書取扱規程」に基づき、その保存媒体に応じて適切・確実に、かつ検索及び閲覧可能な状態で定められた期間、保存・管理するものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

損失の危険の管理については、「内部統制委員会」を設け、「内部統制委員会規程」を定めることにより、取締役社長の下にリスク管理体制を構築する。平時においては、各委員会及び各担当部門において、内部統制委員会規程に従いリスクの軽減等に取り組むとともに、有事においては、緊急時対応要領等に従い会社全体として対応することとする。内部統制委員会は、会社の抱えるリスクの評価を行ってリスクの最適化を図る。内部統制委員会は内部監査室と連携を図って個別の具体的案件についての進捗状況を監視し適宜取締役会に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。
- (2) 常勤役員等で構成する経営委員会により、経営執行に関する個別経営課題を実務的な観点から協議する。経営委員会は毎月1回以上開催する。

5. 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 「塩水港精糖グループ企業倫理行動規準」により、コンプライアンスや情報セキュリティ等の理念の統一を保つ。
- (2) 当社管理部門において、100%子会社の会計及び業務執行の状況を定常的に監督する。
- (3) コンプライアンスに係る問題について、グループ会社の役職員からコンプライアンス委員会の事務局である総務人事部内に設置された相談窓口への直接通報を可能とし、その旨を役職員全員に周知徹底する。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。なお、その使用人及び内部監査室役職者の任命、異動、評価、懲戒は、監査役会の意見を尊重した上で行うものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生する恐れがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他報告が必要と思われる事項が生じたときは、直接又は内部監査室を経由して、遅滞なく監査役に報告する。
- (2) 事業部門を統括する取締役は、監査役会と協議の上、必要に応じて、担当する部門のリスク管理体制について報告するものとする。
- (3) 取締役及び使用人は監査役監査に対する理解を深めるとともに、監査役監査の環境を整備するよう努める。
- (4) 監査役は、代表取締役、会計監査人、内部監査室等との情報交換に努め、連携して監査の実効性を確保するものとする。
- (5) 内部監査室は、「内部監査規程」に則り、監査が実施出来る体制を整備し、監査役との緊密な連携を図る。

8. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当社及び当社グループの財務報告の信頼性の確保及び金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため内部統制システムを構築するとともに、当該システムと金融商品取引法及びその他の関連法令等との適合性を確保するために、その仕組みを継続的に評価し必要な是正を行う。

9. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社及び当社グループは、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える勢力又は団体等とは取引関係その他一切の関係を持たず、反社会的勢力から不当な要求等を受けた場合には、グループ全体として毅然とした姿勢で臨み、反社会的勢力による被害の防止に努める。

-
- (注) 1. 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 売上高等の金額については、消費税等は含まれておりません。

貸借対照表

平成21年3月31日現在

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	百万円	(負 債 の 部)	百万円
流 動 資 産	5,036	流 動 負 債	18,681
現金及び預金	1,128	買掛金	729
売掛金	931	短期借入金	16,870
商製品	12	未払金	392
製成品	835	未払加工料	370
原材料	987	未払法人税等	23
仕掛品	202	未払費用	99
貯蔵品	1	預り金	17
前払費用	62	賞与引当金	34
短期貸付金	696	建設未払金	144
未収入金	38	固 定 負 債	4,509
繰延税金資産	55	長期借入金	3,006
その他の	84	退職給付引当金	1,352
固 定 資 産	22,742	役員退職慰労引当金	139
(有形固定資産)	(11,909)	その他の	11
建物	4,406	負 債 合 計	23,190
構築物	602	(純資産の部)	
機械及び装置	2,429	株 主 資 本	5,398
車両及び運搬具	11	資本金	1,750
工具器具及び備品	41	資本剰余金	345
土地	4,402	資本準備金	345
建設仮勘定	15	利益剰余金	5,257
(無形固定資産)	(67)	利益準備金	282
ソフトウェア	12	その他利益剰余金	4,974
その他	54	別途積立金	2,930
(投資その他の資産)	(10,766)	繰越利益剰余金	2,044
投資有価証券	3,978	自己株式	△1,954
関係会社株式	2,876	評価・換算差額等	△809
長期貸付金	2,604	その他有価証券評価差額金	△809
長期前払費用	31		
繰延税金資産	1,162	純 資 産 合 計	4,589
その他の	111	負 債 ・ 純 資 産 合 計	27,779
資 産 合 計	27,779		

損 益 計 算 書

(平成20年4月1日から)
(平成21年3月31日まで)

科 目	金	額
売 上 高		18,995 <small>百万円</small>
売 上 原 価		15,041
売 上 総 利 益		3,954
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,391
営 業 利 益		563
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	314	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	10	325
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	242	
そ の 他 の 営 業 外 費 用	47	290
経 常 利 益		598
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	0	0
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	33	
そ の 他 の 特 別 損 失	6	39
税 引 前 当 期 純 利 益		559
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	184	
法 人 税 等 調 整 額	7	192
当 期 純 利 益		366

株主資本等変動計算書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
前 期 末 残 高	百万円 1,750	百万円 345	百万円 345
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			
当 期 純 利 益			
自 己 株 式 の 取 得			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—
当 期 末 残 高	1,750	345	345

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計		
		別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
前 期 末 残 高	百万円 282	百万円 2,930	百万円 1,827	百万円 5,039	百万円 △1,953	百万円 5,181
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当			△149	△149		△149
当 期 純 利 益			366	366		366
自 己 株 式 の 取 得					△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当 期 変 動 額 合 計	—	—	217	217	△0	217
当 期 末 残 高	282	2,930	2,044	5,257	△1,954	5,398

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
前 期 末 残 高	百万円 981	百万円 981	百万円 6,162
当 期 変 動 額			
剰余金の配当			△149
当期純利益			366
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△1,790	△1,790	△1,790
当期変動額合計	△1,790	△1,790	△1,573
当 期 末 残 高	△809	△809	4,589

個別注記表

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的債券……………償却原価法（定額法）
- ② 子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法
- ③ その他有価証券
 - a. 時価のあるもの……………決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - b. 時価のないもの……………移動平均法による原価法

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法…時価法

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

4. 固定資産の減価償却方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

建物・構築物・機械及び装置……………定額法

車両及び運搬具・工具器具及び備品……………定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物・構築物……………7～50年

機械及び装置……………2～10年

（追加情報）

当事業年度より、法人税法の改正を契機として資産の利用状況等を見直した結果、機械装置の耐用年数を一部変更しております。これにより、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ82百万円減少しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア……………定額法（利用可能期間5年）

施設利用権……………定額法

③ リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

5. 引当金の計上基準

① 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。一般債権は、貸倒実績率法によっております。

② 賞与引当金……………従業員の賞与支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。過去勤務債務については、その発生時

の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額を費用処理しております。数理計算上の差異については、各会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額をそれぞれ発生の翌会計年度より費用処理しております。

当期末年金資産残高…………… 486百万円

④ 役員退職慰労引当金…………… 役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当期末において発生していると認められる額を計上しております。

6. ヘッジ会計の方法…………… 金利スワップ取引は特例処理の要件を満たしているため特例処理を採用しております。

7. 消費税等の処理方法…………… 税抜方式を採用しております。

8. 重要な会計方針の変更

(1) たな卸資産については、従来、移動平均法による原価法によっておりましたが、当期より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成 18 年 7 月 5 日 企業会計基準第 9 号）が適用されたことに伴い、移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により算定しております。

なお、この変更により営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が 11 百万円減少しております。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成 5 年 6 月 17 日 最終改正平成 19 年 3 月 30 日 企業会計基準第 13 号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成 6 年 1 月 18 日 最終改正平成 19 年 3 月 30 日 企業会計基準適用指針第 16 号）が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る会計処理によっております。

これによる損益への影響はありません。

注記事項

貸借対照表関係

1. 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	1,679	百万円
長期金銭債権	2,602	百万円
短期金銭債務	1,390	百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額 12,279百万円
3. 担保に供している資産並びに担保付債務は次のとおりであります。
(担保資産)

建	物	3,085	百万円	(3,085	百万円)
構	築	593	百万円	(593	百万円)
機	械	2,426	百万円	(2,426	百万円)
土	地	3,270	百万円	(3,270	百万円)
投	資	1,881	百万円	(1,881	百万円)
合	計	11,257	百万円	(9,376	百万円)

(担保付債務)

短	借	930	百万円	(930	百万円)
長	借	2,431	百万円	(2,431	百万円)
合	計	3,361	百万円	(3,361	百万円)

()書きは内書で、工場財団抵当並びに当該債務を示しております。

4. 金融機関からの借入金に対する債務保証

太平洋製糖(株)	1,685	百万円
消費税の支払に対する再保証		
太平洋製糖(株)	120	百万円
海外定期取引に対する債務保証		
(株)パールエース	98	百万円

損益計算書関係

関係会社との取引高

関係会社に対する売上高	18,938百万円
関係会社からの仕入高	10,806百万円
関係会社とのその他営業取引高	635百万円
関係会社との営業取引以外の取引高	90百万円

株主資本等変動計算書関係

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	5,011,339 株
------	-------------

税効果会計関係

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

その他有価証券評価差額金	555百万円
退職給付引当金否認	550百万円
役員退職慰労引当金	56百万円
その他	123百万円
繰延税金資産小計	1,286百万円
評価性引当額	△68百万円
繰延税金資産合計	1,218百万円

関連当事者との取引関係

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権等の被所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
その他の関係会社	三菱商事(株)	直接 31.6	原料の仕入 役員の兼任	原料の仕入	3,621	買掛金	436

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 輸入糖の仕入については、三菱商事(株)を經由して市場より購入しています。

(注2) 取引金額には消費税等は含まれておりません。期末残高には消費税等を含めております。

子会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	(株)パールエース	直接 100.0	原料の仕入並びに砂糖の販売等 資金援助 債務保証 役員の兼任	原料の仕入等 砂糖の販売等 手数料の支払他 資金の貸付 資金の返済 利息の受取 債務保証	2,907 18,080 534 10,827 10,776 28 98	売掛金 長期貸付金 買掛金 未払金 未払費用	821 1,327 264 235 63
関連会社	太平洋製糖(株)	直接 33.3	砂糖委託加工 資金援助 債務保証 役員の兼任	委託加工料 資金の貸付 資金の返済 利息の受取 債務保証	1,450 760 421 34 1,805	短期貸付金 長期貸付金 未払金 未払加工料	525 1,275 15 113
関連会社	関西製糖(株)	直接 38.0	砂糖等の委託加工及び設備貸貸 役員の兼任	委託加工料 貸貸料収入	2,850 792	売掛金 未収入金 立替金 未払加工料	71 2 31 256

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) (株)パールエースは、当社製品の総発売元であり、販売価格については市場の実勢価格により決定しております。
- (注2) 国内産糖等の仕入については、(株)パールエースを經由して関連会社である南西糖業(株)より購入しております。
- (注3) 太平洋製糖(株)に対する委託加工料については、同社の総費用をもとに協議の上決定しております。
- (注4) 関西製糖(株)に対する委託加工料については、同社の総費用をもとに協議の上決定しております。
- (注5) 関西製糖(株)に対する設備貸貸料については、両社協議し合理的に決定しております。
- (注6) 取引金額には消費税等は含まれておりません。期末残高には消費税等を含めております。

1株当たり情報関係

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 153円02銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 12円23銭 |

重要な後発事象関係

該当事項はありません。

本計算書類中の記載金額は、表示数値未満の端数を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成21年5月22日

塩水港精糖株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 内田 英仁 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山口 俊夫 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、塩水港精糖株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第76期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年5月27日

塩水港精糖株式会社	監査役会
常勤監査役	毛利 保弘 ㊟
常勤監査役	林 文孝 ㊟
監査役	水上 寛治 ㊟
監査役	神宮 壽雄 ㊟

(注) 常勤監査役毛利保弘、監査役水上寛治及び神宮壽雄は、社外監査役であります。

以上

連結貸借対照表

平成21年3月31日現在

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	百万円	(負 債 の 部)	百万円
流 動 資 産	5,933	流 動 負 債	19,123
現金及び預金	1,213	支払手形及び買掛金	1,044
受取手形及び売掛金	1,559	短期借入金	16,915
たな卸資産	2,261	未払法人税等	28
繰延税金資産	66	未払消費税等	8
その他	836	賞与引当金	68
貸倒引当金	△3	その他	1,058
固 定 資 産	21,553	固 定 負 債	4,715
(有形固定資産)	(13,026)	長期借入金	3,006
建物及び構築物	5,297	退職給付引当金	1,352
機械装置及び運搬具	2,460	役員退職慰労引当金	197
工具器具及び備品	43	その他	160
土地	5,209		
建設仮勘定	15		
(無形固定資産)	(93)	負 債 合 計	23,839
のれん	20	(純資産の部)	
その他	73	株 主 資 本	4,534
(投資その他の資産)	(8,433)	資本金	1,750
投資有価証券	6,226	資本剰余金	266
長期貸付金	612	利益剰余金	5,634
繰延税金資産	1,432	自己株式	△3,116
その他	161	評価・換算差額等	△887
		その他有価証券評価差額金	△888
		繰延ヘッジ損益	1
		純 資 産 合 計	3,647
資 産 合 計	27,486	負 債 ・ 純 資 産 合 計	27,486

連結損益計算書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

科 目	金	額
売上高		26,572
売上原価		21,770
売上総利益		4,801
販売費及び一般管理費		4,264
営業利益		536
営業外収益		
受取利息及び配当金	260	
持分法による投資利益	346	
その他	37	644
営業外費用		
支払利息	245	
支払手数料	47	
その他	5	298
経常利益		881
特別利益		
投資有価証券売却益	0	0
特別損失		
役員退職慰労金	3	
投資有価証券評価損	33	
たな卸資産廃棄損	13	
その他	1	51
税金等調整前当期純利益		830
法人税、住民税及び事業税	187	
法人税等調整額	9	197
当期純利益		633

連結株主資本等変動計算書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
前 期 末 残 高	百万円 1,750	百万円 266	百万円 5,136	百万円 △3,116	百万円 4,036
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△135		△135
当期純利益			633		633
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	498	△0	498
当 期 末 残 高	1,750	266	5,634	△3,116	4,534

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
前 期 末 残 高	百万円 981	百万円 △131	百万円 850	百万円 4,887
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				△135
当期純利益				633
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△1,870	132	△1,738	△1,738
当期変動額合計	△1,870	132	△1,738	△1,239
当 期 末 残 高	△888	1	△887	3,647

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 2社（株式会社パールエース、株式会社イーエス）
- (2) 非連結子会社は、株式会社おかげさま1社であり連結計算書類に及ぼす影響が軽微のため連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した関連会社数 3社（太平洋製糖株式会社、関西製糖株式会社、南西糖業株式会社）
- (2) 非連結子会社株式会社おかげさま及び関連会社株式会社ナルミヤについては、連結計算書類に及ぼす影響が軽微のため持分法を適用せず原価法により評価しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、親会社と同一であります。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有 価 証 券

- a. 満期保有目的債券……………償却原価法（定額法）
- b. その他有価証券……………時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの 移動平均法による原価法

② デリバティブ取引……………時価法

③ た な 卸 資 産……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

建物及び構築物・機械装置… 定額法

車両及び運搬具・工具器具及び備品… 定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 6～50年

機械装置 2～10年

（追加情報）

当連結会計年度より、法人税法の改正を契機として資産の利用状況等を見直した結果、機械装置の耐用年数を一部変更しております。これにより、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ82百万円減少しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア……………定額法（利用可能期間5年）

施設利用権……………定額法

③ リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

④ 長期前払費用……………均等償却

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。一般債権は貸倒実績率法によっております。

② 賞与引当金 従業員の賞与支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額を費用処理しております。数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額をそれぞれ発生の翌連結会計年度より費用処理しております。

④ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

粗糖先物取引・粗糖オプション取引及び為替予約取引は繰延ヘッジ処理を採用しております。金利スワップ取引は特例処理の要件を満たしているため特例処理を採用しております。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。

6. のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれん及び負ののれんは5年間で均等償却しております。

7. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

(1) たな卸資産については、従来、移動平均法による原価法によっておりましたが、当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号）が適用されたことに伴い、移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により算定しております。

なお、この変更により営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益が11百万円減少しております。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成5年6月17日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成6年1月18日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準適用指針第16号)が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る会計処理によっております。

これによる損益への影響はありません。

注記事項

連結貸借対照表関係

1. 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

投資有価証券（株式） 2,103百万円

2. 担保に供している資産並びに担保付債務は次のとおりであります。

（担保資産）

建物及び構築物 3,678百万円（3,678百万円）

機械装置及び運搬具 2,426 〃 （2,426 〃）

土地 3,270 〃 （3,270 〃）

投資有価証券 1,881 〃

合計 11,257 〃 （9,376 〃）

（担保付債務）

短期借入金 930百万円（930百万円）

長期借入金 2,431 〃 （2,431 〃）

合計 3,361 〃 （3,361 〃）

（ ）書きは内書で、工場財団抵当並びに当該債務を示しております。

上記のほか、142百万円は取引証拠金の担保に供しております。

3. 連結子会社以外の会社の金融機関からの借入金に対する債務保証

太平洋製糖株式会社 1,685百万円

連結子会社以外の会社の消費税の支払に対する再保証

太平洋製糖株式会社 120百万円

4. 有形固定資産の減価償却累計額 12,314百万円

連結株主資本等変動計算書関係

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式

35,000,000株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	149	5	平成20年3月31日	平成20年6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成21年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

① 配当金の総額	149百万円
② 1株当たりの配当額	5円
③ 基準日	平成21年3月31日
④ 効力発生日	平成21年6月29日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

1 株当たり情報関係

1. 1株当たり純資産額	135円78銭
2. 1株当たり当期純利益	23円59銭

重要な後発事象関係

該当事項はありません。

本連結計算書類中の記載金額は、表示数値未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成21年5月22日

塩水港精糖株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 内田 英仁 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山口 俊夫 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、塩水港精糖株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、塩水港精糖株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成20年 4月 1日から平成21年3月31日までの第76期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 21 年 5 月 27 日

塩 水 港 精 糖 株 式 会 社	監 査 役 会
常勤監査役	毛利 保弘 ㊟
常勤監査役	林 文孝 ㊟
監 査 役	水上 寛治 ㊟
監 査 役	神宮 壽雄 ㊟

(注) 常勤監査役毛利保弘、監査役水上寛治及び神宮壽雄は、社外監査役であります。

以 上

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、当社は、収益力の向上及び財務体質の改善・強化を図りながら、株主の皆様に対する継続的かつ安定的な配当を実施することを基本方針としております。

なお、当期の期末配当につきましては、今後の当社グループを取り巻く経営環境や業績見通し等を総合的に勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金5円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は149,943,305円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成21年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号。以下「決済合理化法」という。)が平成21年1月5日に施行され、「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和55年法律第30号。)が廃止されたことに伴い所要の変更を行うものであります。

① 決済合理化法の施行に伴い、現行定款第7条の株券を発行する旨の規定、第8条第2項の単元未満株券不発行に関する規定、第8条第3項の実質株主及び第9条第3項の実質株主名簿に係る規定が不要となりますので、これらの規定を削除するものであります。

② 株券電子化に対応するための株式取扱規程の改正により、株主権(請求・届出、少数株主権等)の行使の手続に関する事項が株式取扱規程に定められていることを明確にするため、現行定款第10条(株式取扱規程)に「株主権行使の手続その他」の文言を追加するものであります。

③ 平成22年1月6日をもって失効する現行定款第9条第3項の株券喪失登録簿に係る規定を移設するため、附則の新設を行うものであります。

(2) 法令又は定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することが出来るよう、変更案第28条(補欠監査役)を新設するものであります。

(3) 上記のほか、条数の繰り上げ等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第7条 (株券の発行)</u> <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p><u>第8条 (单元株式数及び单元未満株券の不発行)</u> 当社の单元株式数は1,000株とする。 <u>当社は单元株式数に満たない株式(以下「单元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u> 当社の单元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することが出来ない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 剰余金の配当を受ける権利 3. 取得請求権付株式の取得を請求する権利 4. 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p><u>第9条 (株主名簿管理人)</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。 <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置き、その他の株式に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わないものとする。</u></p>	<p>(削除)</p> <p><u>第7条 (单元株式数)</u> 当社の单元株式数は1,000株とする。 当社の单元未満株式を有する株主は、次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することが出来ない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 剰余金の配当を受ける権利 3. 取得請求権付株式の取得を請求する権利 4. 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p><u>第8条 (株主名簿管理人)</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置き、その他の株式に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取扱わないものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第10条 (株式取扱規程) <u>株券の種類、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の不所持、株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>としての諸届、<u>株券の再発行、単元未満株式の買取り、その他株式に関する手続及び手数料は取締役会で定める株式取扱規程によるものとする。</u></p> <p>第11条～第28条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第9条 (株式取扱規程) <u>当会社の株主権行使の手続その他の株式に関する手続及び手数料は、法令又は定款のほか、取締役会で定める株式取扱規程によるものとする。</u></p> <p>第10条～第27条 (現行どおり)</p> <p>第28条 (補欠監査役) <u>法令又は定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することが出来る。</u> <u>補欠監査役の選任決議の定足数は、第27条第2項の規定を準用する。</u> <u>補欠監査役の選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間とする。</u></p> <p>附 則</p> <p>第1条 <u>当会社の株券喪失登録簿の作成及び備え置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取り扱わせ、当会社においては取り扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>前条及び本条は、平成22年1月6日をもって削るものとする。</u></p>

第3号議案 取締役3名選任の件

平成20年12月31日をもって須田洵氏は取締役を辞任されました。

また、本総会終結の時をもって、取締役多田啓一、白石健二、黒田一晴、山下裕司及び宮島壯太の各氏は任期満了となり、取締役宮下修及び垣内威彦の両氏は辞任されます。

つきましては、新たに取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する 当社の 株式数
1	白石 健 二 昭和24年8月18日生	昭和48年4月 当社入社 平成13年6月 当社取締役技術部長兼生産推進・技術サービス担当兼品質・新製品開発・タキソール・国内外技術調査担当 平成14年3月 当社取締役技術部長兼生産推進・技術サービス担当兼品質・新製品開発・タキソール・国内外技術調査担当兼CD商品部長兼糖質研究所長 平成16年6月 当社常務取締役技術部長兼生産推進・技術サービス担当兼新製品開発・タキソール担当兼品質保証責任者兼CD商品部長兼糖質研究所長 平成18年6月 当社常務取締役生産・バイオ商品部担当兼技術部長・環境品質保証責任者・糖質研究所長 平成20年6月 当社専務取締役生産・技術部・糖質研究所・バイオ商品部担当兼環境品質保証責任者・内部監査室長 現在に至る	4,000株
2	黒 田 一 晴 昭和31年5月30日生	昭和55年4月 大洋漁業株式会社（現マルハ株式会社）入社 平成15年4月 同社財務部副部長兼総務課長 平成16年2月 当社総務人事部長 平成17年4月 当社総務人事部長兼財務担当 平成17年6月 当社取締役財務担当兼総務人事部長 現在に至る	2,000株

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する 当社の 株式数
3	山下 裕 司 昭和26年3月22日生	昭和48年4月 当社入社 平成11年6月 当社取締役総務人事部長兼東京本社役員室長兼横浜さとうのふるさと事業部長 平成13年4月 当社取締役総務人事部長兼経理部長兼東京本社役員室長兼横浜さとうのふるさと事業部長 平成14年6月 当社常務取締役総務人事部長兼経理部長兼本社役員室長兼横浜さとうのふるさと事業部長 平成16年1月 当社専務取締役砂糖営業統括兼総務人事部・経理部・横浜さとうのふるさと事業部担当 平成17年4月 当社代表取締役専務砂糖営業・オリゴ事業・総務人事担当、経理統括 平成17年6月 当社代表取締役専務生産・技術・技術サービス・研究開発管掌、営業・業界担当 平成18年6月 当社代表取締役専務生産管掌兼営業・業界・技術部・糖質研究所担当 平成20年6月 当社取締役 現在に至る [他の法人等の代表状況] 太平洋製糖株式会社代表取締役社長	6,000株

(注) 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役水上寛治氏及び神宮壽雄氏は任期満了となります。

つきましては、新たに監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び他の法人等の代表状況	所有する 当社の 株式数
神宮 壽 雄 昭和14年10月2日生	昭和39年4月 検事任官 昭和58年3月 東京地方検察庁検事辞職 昭和58年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会所属） 河井法律事務所開設 平成17年6月 当社監査役 現在に至る	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者は、社外監査役候補者であります。
3. 候補者につきましては、東京地方検察庁検事等を歴任されており、企業法務等における広範かつ豊富な知識・経験等を当社の監査体制の充実・強化に活かしていただき、また独立した立場から公正かつ客観的な監査を実施していただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。
- なお、候補者の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって4年となります。

第5号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

平成20年12月31日をもって辞任により取締役を退任されました須田洵氏及び本総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任される多田啓一氏及び宮島壯太氏、並びに本総会終結の時をもって任期満了により監査役を退任される水上寛治氏に対し、それぞれその在任中の労に報いるため、当社内規に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

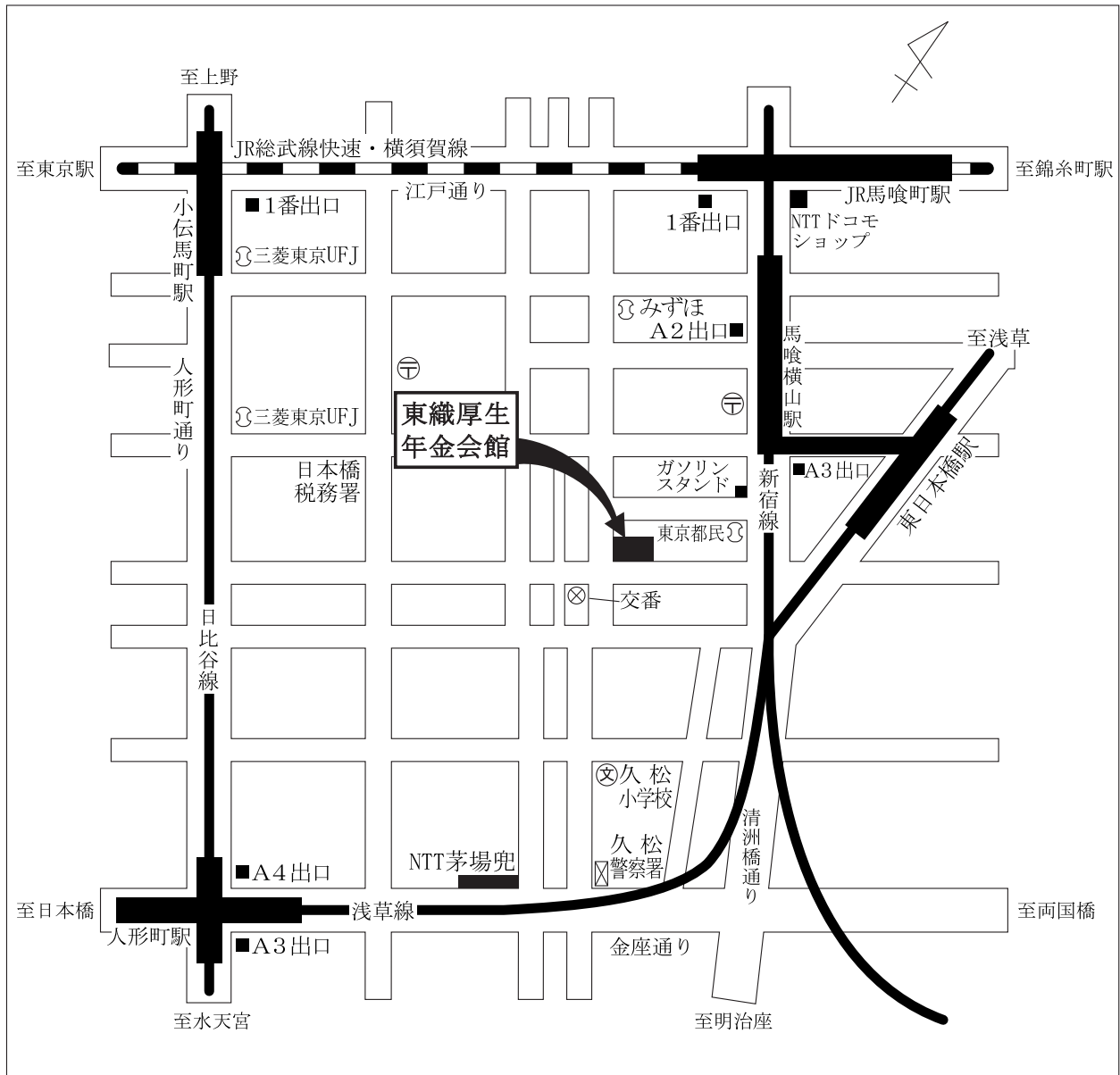
なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にそれぞれご一任願いたいと存じます。

退任取締役及び退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
多田 啓一	平成17年6月 当社専務取締役 現在に至る
須田 洵	平成17年6月 当社社外取締役 平成20年12月 当社社外取締役退任
宮島 壯太	平成7年6月 当社社外監査役 平成17年6月 当社社外取締役 現在に至る
水上 寛治	平成17年6月 当社社外監査役 現在に至る

以上

株主総会会場ご案内図



とうおり

東織厚生年金会館

東京都中央区東日本橋三丁目6番20号

電話 03(3661)5371

- 東京メトロ日比谷線「小伝馬町駅」・「人形町駅」徒歩各8分
- 都営地下鉄新宿線「馬喰横山駅」徒歩3分
- 都営地下鉄浅草線「東日本橋駅」徒歩3分・「人形町駅」徒歩8分
- JR総武線快速・横須賀線「馬喰町駅」徒歩7分

○会場には駐車場がございませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。